

平成 26 年 10 月 7 日

各位

公益財団法人日本水泳連盟

第 17 回アジア競技大会における日本競泳選手の窃盗事件に対する処分案について

日本水泳連盟は、本日、競技者資格審査委員会および倫理委員会をそれぞれ開催し、さらに、その後の常務理事会で、本件事件に関して、後記のとおり決定しましたので報告致します。

記

(1) 本件事件

第 17 回アジア競技大会(仁川アジア大会)日本競泳選手団の富田尚弥(とみたなおや)選手(25 歳)が、平成 26 年 9 月 25 日、大会会場である文鶴水泳場において、韓国メディアのカメラ(約 800 万ウォン)を盗み、同年同月 29 日、仁川地方検察庁から罰金 100 万ウォンの略式起訴処分を受け、即日罰金を納付した事件

(2) 競技者資格審査委員会、倫理委員会および常務理事会の決定

- 1 競技者資格審査委員会は、本件行為を、競技者資格規則第 8 条第 1 号\*1、同条第 6 号\*2に違反する行為であると判断しました。
- 2 倫理委員会は、本件行為を、倫理規程第 6 条第 1 項\*3、同条第 5 項\*4、処分規程第 3 条第 1 項第 2 号\*5、同条同項第 7 号\*6に違反する行為であると判断しました。
- 3 処分規程第 3 条第 3 項\*7は、競技者の前項違反行為については、競技者資格規則に基づき

---

\*1 第2条のスポーツマンシップに違反したとき

\*2 その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

\*3 役職員等及び登録者等は暴力、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

\*4 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

\*5 本連盟及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき

\*6 関係法令又は本連盟の定める諸規程に違反したとき

\*7 登録者等の内、競技者に関する違反行為に関しては、本連盟「競技者資格規則」による。

処分することとされているため、競技者資格審査委員会は、前 2 項の違反行為について、競技者資格規則第 9 条第 2 号\*8に基づき富田選手に対して、平成 28 年 3 月 31 日までの選手登録停止処分を科すことが相当であると決定し、本連盟理事会に答申をすることとしました。同時に、競技者資格審査委員会は、富田選手に対して、反省文の提出および一定期間の社会貢献活動を行うことを指導することが相当であると決定しました。

- 4 本件事件は、本連盟が国際大会に派遣した代表選手の一人が、当該国際大会において窃盗という犯罪行為を行ったという重大な事案であり、本連盟のみならず日本水泳界全体の信頼を大きく失墜させる行為であります。

競技者資格審査委員会は、本件事件を引き起こした富田選手に対しては、登録の永久停止処分を科すことも検討いたしましたが、

- ① 被害品が返還されている事情、
- ② 被害者との間で示談が成立している事情、
- ③ 韓国の法律に基づき、刑事罰を受けている事情、
- ④ 日本選手団から 9 月 27 日に追放処分を受けている事情、
- ⑤ さらには、被害者から本連盟に対して、富田選手の選手生命を奪うような処分はしないで欲しいとの強い要請がある事情、

などを考慮して、富田選手に対して上記の期間登録抹消という処分を科すこととしたものです。

- 5 倫理委員会は、富田選手に対する処分と同時に、

- ① 第 17 回アジア競技大会(仁川アジア大会)日本競泳選手団リーダー(副会長兼専務理事) 泉正文、
- ② 強化本部長(常務理事競泳委員長)上野広治、
- ③ アジア競技大会競泳監督(競泳委員)平井伯昌、

に対して、富田選手に対する管理監督が十分でなかったため本件事件を防止できなかったことは倫理規程第 6 条第 5 項\*9、処分規程第 3 条第 1 項第 2 号\*10に違反するとして、処分規程第 4 条第 1 号に基づき、けん責(文書による注意を行い戒める)処分を行うことが相当であるとして、その旨を理事会に答申することを決定しました。

---

\*8 5年以下の期間を定めた登録停止

\*9 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

\*10 本連盟及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき

- 6 富田選手は不服審査委員会に対して、競技者資格規則第 11 条\*11に基づき、競技者資格審査委員会の第 3 項の決定の通告から 2 週間以内に、同決定に対する不服審査を申し立てる権利が与えられています。
- 7 常務理事会は、本日、今月下旬に臨時理事会を招集することを決定しました。この臨時理事会において、第 3 項及び第 5 項の答申を踏まえて、富田選手に対する上記処分案及び上記本会役員 3 名に対するけん責処分案を審議することとしました。
- 8 本連盟として関係者および国民の皆様に対し、本件事件が生じたことについて重ねて深くお詫び申し上げます。

また、今回の不祥事に関し、スポーツ界が持つ社会的な責任を自覚し、スポーツの価値を守るのは自分たちスポーツ人であることを念頭に、コンプライアンス推進委員会の立ち上げも視野に入れた特別プロジェクトチームを設置し、具体的教育啓発セミナー等を実施し再発防止を図ります。

以上

---

\*11 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。